

# 様々なライフステージに応じた「孤独・孤立対策」に関する支援施策

資料 1

資料 2



出生



児童生徒・学生



就職



妊娠・出産・子育て



退職・高齢

## 〈児童虐待・子供の貧困等〉 P 2～3

- ①児童相談所・社会的養護
- ②ひとり親世帯の困窮（子どもの生活・学習支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業）
- ③子ども食堂・子ども宅食・学習支援等による居場所づくりや見守り強化に対する補助
- ④子ども食堂やフードバンク等の食材提供に係る補助
- ⑤国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供
- ⑥フードドライブの推進による、子ども食堂やフードバンクの食材提供に係る支援

## 〈児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）〉 P 5

- ①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実や関係機関との連携の促進
- ②24時間子供SOSダイヤル
- ③「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進
- ④SNS等を活用した相談事業
- ⑤不登校児童生徒に対する支援
- ⑥子どもの人権SOSミニレター

## 〈新入生を含む学生・労働者等〉 P 6～7

- ①学生の学修継続のための支援（相談窓口・経済的な支援・メンタルヘルスケアなど）
- ②テレワークガイドラインの周知・啓発
- ③就職氷河期世代支援
- ④難聴者のための補聴器等に関する支援

## 〈妊娠・出産・子育て〉 P 8

- ①若年妊婦等への支援、産後うつ予防、ワンオペ育児の予防・防止

## 〈ひとり暮らし・フレイル・介護〉

P 9～10

- ①感染防止と両立する地域全体のつながり推進
- ②高齢者の通いの場の継続・再開
- ③地域支援事業における包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）
- ④熱中症対策
- ⑤難聴高齢者の調査
- ⑥難聴者のための補聴器等に関する支援（再掲）

## 〈子供・若者の育成支援〉 P 4 ①子供・若者育成支援体制の整備 ②子供・若者育成支援人材の養成 ③ヤングケアラー対策

## 〈自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策〉 P 11～12 ①支援情報検索サイトの活用 ②自殺防止対策に係る相談支援の体制強化 ③NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化 ④自殺防止に関する検索連動相談窓口案内の強化 ⑤自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス対策

## 〈生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）・生活保護〉 P 13～14 ①自立相談支援等における包括的な支援 ②ケースワーカーによる訪問等 ③住まいの支援（公的賃貸住宅、居住支援法人） ④生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進 ⑤生活保護世帯を含む生活困窮者への就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの推進 ⑥生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成 ⑦フードバンクの食材提供に係る補助（再掲） ⑧国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供（再掲）

## 〈ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）〉 P 15 ①ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援 ②居場所づくり等、状況に寄り添った支援 ③農福連携の推進 ④関係団体等と連携した国立公園の情報発信・来訪促進による心身の健康増進

## 〈女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）〉 P 16～18

- ①困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等
- ②DV被害者等支援
- ③性犯罪・性暴力被害者支援
- ④いわゆる「生理の貧困」
- ⑤女性の人権ホットライン

## 〈被災者支援〉 P 19

- ①コミュニティ形成支援事業
- ②被災者見守り・相談支援事業
- ③「心の復興」事業

## 〈犯罪被害者支援〉 P 20

- ①性犯罪被害相談電話の運用
- ②民間支援団体と連携した犯罪被害者支援
- ③犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実

## 〈再犯防止等〉 P 21～23 ①地方公共団体における再犯防止の取組の推進 ②悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助 ③刑務所出所者等の就労・住居の確保 ④刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施 ⑤矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援 ⑥保護観察所における薬物依存対策 ⑦保護司等民間ボランティアによる支援 ⑧医療観察対象者の社会的孤立による再被害行為等を防ぐ支援の実施

## 〈消費者被害防止〉 P 24

- ①消費者被害の未然防止等のための見守り、啓発活動・相談体制の強化
- ②消費者被害の防止及び回復

## 〈外国人・在外邦人に対する支援〉 P 25

- ①②相談支援事業
- ③在外邦人に対するきめ細かい支援、困窮在外邦人等対策

# 児童虐待・子供の貧困等①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①児童相談所・社会的養護	<p><b>社会的養護自立支援事業等</b> 里親等への委託や児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で、18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者の自立を促進するため、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等において支援する。（令和3年度予算213億円の内数）</p> <p><b>社会的養護出身者ネットワーク形成事業</b> 社会的養護出身者の孤立化を防ぎ、自立に向けた継続した支援体制を構築するため、社会的養護出身者がその支援者団体等も含めつながり、交流を深め、意見を表明する機会等を確保する。（令和3年度予算0.1億円）</p> <p>「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所における児童福祉司を、2022年度までに約5,000人体制とすることとしていたが、増員計画を1年前倒しし、2021年度に必要な体制を確保できるよう取り組む。</p> <p>児童相談所におけるSNSを活用した子供や家庭からの相談受付体制を構築し、相談体制を充実。（児童相談支援事業委託費：令和2年度第3次補正予算6.6億円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援コーディネーターにより作成された継続支援計画に基づき、生活・就労相談を行うとともに、住居費や生活費、学習費等の支援を実施する。</li> <li>支援者団体も参加のうえ、社会的養護出身者同士の繋がりを形成し、交流会を開催するとともに、社会的養護出身者や支援者団体の活動内容、行政の支援施策等について、社会的養護出身者をはじめ関係者間で共有するとともに、広く周知・啓発を行う。</li> <li>令和2年4月1日時点：児童福祉司4,234人</li> <li>SNSを活用したシステム開発の仕様書を作成中</li> </ul>	厚生労働省
②ひとり親世帯の困窮（子どもの生活・学習支援事業、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業）	<p><b>ひとり親世帯の子どもの生活・学習支援事業</b> ひとり親家庭の子供が抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子供に対し、児童館・公民館や民家等において、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得支援・学習支援、食事の提供等を行うことにより、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図る。（令和3年度予算158億円の内数）</p> <p><b>生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子どもへの学習・生活支援事業</b> 生活困窮世帯等の子供に対する学習支援や居場所づくり、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等を行う。（令和3年度予算550億円の内数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の学生や教員OB等のボランティア等で、ひとり親家庭の子供の福祉の向上に理解と熱意を有する支援員を配置して、子供に対して適切な生活支援や学習支援等を行うとともに、子供の良き理解者として悩み相談や進学相談等に応じる。（令和元年度の延べ利用人数：285,370人）</li> <li>生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供への学習・生活支援事業について、全国905福祉事務所設置自治体のうち、576自治体で事業を実施している。（令和2年10月時点）</li> </ul>	厚生労働省

## 児童虐待・子供の貧困等②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
<p>③子ども食堂・子ども宅食・学習支援等による居場所づくりや見守り強化に対する補助</p>	<p><b>支援対象児童等見守り強化事業</b>                      地域における子供の見守り体制を強化するため、子ども食堂や子ども宅食を行う民間団体等による子供の状況把握等の取組を支援するための補助事業。                      (令和2年度第2次補正予算31億円)                      (令和2年度第3次補正予算36億円)</p>	<p>執行実績 65市区町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施自治体の取組事例の収集や横展開に取り組むなど、自治体において子供を見守る体制を確保できるよう支援。</li> <li>・子ども食堂や子ども宅食への支援を行っている民間団体等とも連携して事業を周知。</li> </ul>	厚生労働省
	<p><b>つながりの場づくり緊急支援事業</b>                      「地域子供の未来応援交付金」において、地方自治体が子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどをNPO等に委託し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業を実施する場合に支援。                      (令和2年度予備費等15億円)</p>	<p>「地域子供の未来応援交付金」の交付要綱等を令和3年3月26日に改正し、地方自治体に関係通知を発出するとともに、地方自治体からの交付申請の受付を開始。</p>	内閣府
<p>④子ども食堂やフードバンク等の食材提供に係る補助</p>	<p><b>食品受入能力向上緊急支援事業（フードバンク支援事業）</b>                      ・フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を、全団体を補助対象に、補助率10/10で支援。                      (令和2年度予備費4億円)</p> <p><b>国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業</b>                      ・食育に取り組む子ども食堂に対し、食材の調達費等を支援。また一取組当たりの補助金の下限を半減(100万円→50万円)し、実施施設数の要件を半減(20施設以上→10施設以上)                      (令和2年度第3次補正予算4億円)</p> <p><b>政府備蓄米の無償交付</b>                      ・食育に取り組む子ども食堂に対し、政府備蓄米の無償交付数量の上限を引き上げ。(一団体当たり年間60kg→90kg)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンク支援事業については、令和3年3月末までの応募分について現在審査中。さらに、事業実施期間を令和3年12月末までに延長し、引き続き公募中。公募情報は全国のフードバンクに直接メールで周知。</li> <li>・国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業において、令和3年3月17日から4月15日まで公募を実施。またNPO法人等からの事業活用に係る相談に丁寧に対応。</li> <li>・令和3年度の政府備蓄米の無償交付について、令和3年4月1日より申請受付を実施。また、子ども食堂等からの申請相談に丁寧に対応。</li> <li>・左記施策について、厚労省から令和3年3月22日付け事務連絡により都道府県等の福祉関係部局に対し、事業周知及び関係団体への協力要請を依頼。</li> </ul>	農林水産省
<p>⑤国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供</p>	<p>国が保有する災害用備蓄食品のうち入替えにより不要となったものについて、原則としてフードバンク団体等を通じた子ども食堂等への提供に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係各省における申合せ</li> <li>・情報を提供するためのポータルサイトの構築に向け調整中。</li> </ul>	消費者庁 農林水産省
<p>⑥フードドライブの推進による、子ども食堂やフードバンクの食材提供に係る支援</p>	<p><b>フードドライブの推進支援</b>                      フードドライブで回収された食品を回収拠点からフードバンク等まで運搬する方法や運搬費用の負担などに係る課題解決。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市において令和3年4月19日よりフードドライブ推進のための実証を実施(神戸市、ダイエー、サカイ引越センター)。                      今後も他の自治体を主体として他地域での実証を予定。この他、実施結果の横展開を予定している。</li> </ul>	環境省

## 子供・若者の育成支援

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①子供・若者育成支援体制の整備	<b>子供・若者支援地域ネットワーク強化推進事業</b> 困難を有する子供・若者に対し、切れ目のない支援を関係機関が連携して行うための体制（子ども・若者支援地域協議会）の整備を推進するため、講習等の各種事業を各都道府県・市区町村において実施。 （令和3年度予算0.1億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、講習等の各種事業を各都道府県（8地域）・市区町村（10地域）において実施した。</li> <li>令和3年度も上記取組を実施予定。</li> </ul>	内閣府
	<b>子ども・若者総合相談センター強化推進事業</b> 子供・若者に関する地域における総合的な相談窓口である「子ども・若者総合相談センター」の機能の普及及び向上を図るため、研修・会合の開催や専門職員の派遣等の各種事業を実施。 （令和3年度予算0.3億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、子ども・若者総合相談センターの関係者を対象とした会合を1回開催し、各都道府県（3地域）・市区町村（1地域）において専門職員の派遣等の各種事業を実施した。</li> <li>令和3年度も上記取組を実施予定。</li> </ul>	内閣府
②子供・若者育成支援人材の養成	<b>子供・若者育成支援のための地域連携推進事業</b> 子供・若者育成支援活動を行っている関係者を対象として、子供・若者に係る諸問題への対処能力の向上を図るとともに、家庭、学校、地域等が一体となった子供・若者育成支援施策の推進を図るため、研修事業を実施。 （令和3年度予算0.4億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、全国6ブロック等において研修事業を実施した。</li> <li>令和3年度も上記取組を実施予定。</li> </ul>	内閣府
	<b>地域における若者支援に当たる人材養成</b> 困難を有する子供・若者の支援に当たる人材の養成及び資質の向上を図るため、支援者の業務経験に応じて、相談業務、アウトリーチ（訪問支援）に関する研修事業を実施。 （令和3年度予算0.3億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、相談業務、アウトリーチ（訪問支援）に関する研修事業を合計4回実施した。</li> <li>令和3年度も上記取組を実施予定。</li> </ul>	内閣府
③ヤングケアラー対策	子ども・子育て支援推進調査研究事業により、平成30年度及び令和元年度には、市区町村の要保護児童対策地域協議会を対象にヤングケアラーの実態調査を行うとともに、ヤングケアラーの早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインを作成。令和2年度には、実態をより正確に把握するため、教育現場を含めた地方自治体、子供本人を対象とした調査を実施。	令和3年3月、厚生労働省及び文部科学省において、両副大臣をトップとする「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策について検討を行っている。	厚生労働省 文部科学省

## 児童生徒の悩み・困難（いじめ・不登校等）

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー等による教育相談体制の充実や関係機関との連携の促進	<p><b>スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置等</b>                      様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制を充実させる。(令和3年度予算72億円)</p> <p>上記の取組に加え、行政説明や各種研修を通して、いじめ等への対応における学校と関係機関との連携を促進する。</p>	<p>スクールソーシャルワーカーは全中学校区(10,000中学校区)に、スクールカウンセラーは全公立小中学校(27,500校)に配置するための経費を支援している。</p> <p>いじめの防止等に関する普及啓発協議会(毎年度、全国2ブロックにて開催)等を実施している。</p>	文部科学省
②24時間子供SOSダイヤル	<p><b>24時間子供SOSダイヤル</b>                      子供たちが24時間いじめ等の悩みを相談できるよう、全国統一ダイヤルを設置する。(令和3年度予算53億円の内数)</p>	<p>全都道府県及び指定都市教育委員会における相談員の人件費(夜間・休日等)を支援するとともに、通話料について国において全額負担している。</p>	文部科学省
③「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の推進	<p>各教育委員会の生徒指導担当者や、校長・教頭等の学校管理職を対象に、児童生徒の自殺予防等に関する対応の周知や自殺予防教育に関する基礎的・実践的な知見を深めることなどを目的とした研修会等を実施し、「SOSの出し方に関する教育」を含む自殺予防教育の一層の推進を図る。</p>	<p>児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会(毎年度、全国10ブロックにて開催)等を実施している。</p>	文部科学省
④SNS等を活用した相談体制の整備	<p><b>SNS等を活用した相談体制整備事業</b>                      自治体におけるSNS等を活用した相談体制の整備に対し、支援する。(令和3年度予算53億円の内数)</p>	<p>令和3年度において、実施団体をこれまでの30自治体から全都道府県・政令市に拡充して支援を実施。</p>	文部科学省
⑤不登校児童生徒に対する支援	<p><b>不登校児童生徒に対する支援推進事業</b>                      関係機関間の連携体制の整備等による不登校児童生徒に対する総合的な支援体制の構築を支援する。                      (令和3年度予算1.9億円)</p>	<p>令和2年度は、24都道府県・政令市において実施。</p>	文部科学省
⑥子どもの人権SOSミニレター	<p><b>子どもの人権SOSミニレター</b>                      学校におけるいじめを始め、子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(料金受取人払の便箋兼封筒)を配布。                      (令和3年度予算35.5億円の内数)</p>	<p>・令和元年度の相談件数 15,594件</p>	法務省

# 新入生を含む学生・労働者等①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①学生の学修継続のための支援（相談窓口・経済的な支援・メンタルヘルスケアなど）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対面による授業と感染対策を両立するための留意事項や取組事例の周知・発信。</li> <li>・新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生への経済的な支援。               <ul style="list-style-type: none"> <li>①高等教育の修学支援新制度 令和3年度予算 5,208億円</li> <li>②日本学生支援機構の貸与型奨学金 令和3年度事業費 9,932億円</li> </ul> </li> <li>・大学等による相談体制の整備の徹底など、学生に寄り添ったきめ細かな対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の中でも学生が安心・納得して学修に専念できるよう、感染対策を講じた上での対面授業の実施等を各大学等に要請。</li> <li>・経済的に困難な学生への修学支援については、令和3年度予算においても継続して実施。</li> <li>・各大学等に、学生の悩みや不安に寄り添ったきめ細かな対応を要請するとともに、学生へのメンタルヘルスケア等の取組状況調査を実施。また、各大学等の取組の充実に資するよう、好事例を収集・展開。</li> </ul>	文部科学省
②テレワークガイドラインの周知・啓発	<p><b>テレワークガイドラインの改定</b> 令和3年3月、テレワークガイドラインについて、使用者が適切に労務管理を行いながら、労働者が安心して働くことのできる形で良質なテレワークを推進し、定着させていくことができるよう、テレワークにおけるコミュニケーションの円滑化やメンタルヘルス対策といった観点も含め改定。本ガイドラインについて、周知・啓発を行う。</p>	<p>テレワークガイドラインにおいて、特に、新入社員、中途採用の社員及び異動直後の社員は、業務について上司や同僚等に聞きたいことが多く、不安が大きい場合があるため、業務を円滑に進める観点から、テレワークの実施に当たっては、コミュニケーションの円滑化に特段の配慮をすることが望ましいことを記載。</p> <p>また、メンタルヘルス対策も含めたテレワークにおける安全衛生の確保のため、同ガイドライン別紙のチェックリストを活用する等により、健康相談体制の整備や、コミュニケーションの活性化のための措置を実施することが望ましいことを記載。</p>	厚生労働省
③就職氷河期世代支援	<p><b>就職氷河期世代支援プログラム</b> 現在30代後半から40代に達している就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行わざるを得なかったこと等により、現在に至るまで不安定就労や長期無業など様々な課題に直面してきた方々が多く含まれることから、こうした方々への就労や社会参画への支援を令和2年度（令和元年度補正予算を含む）から令和4年度までの3年間で集中的に実施（令和2年度第3次補正予算45億円、令和3年度予算212億円）</p>	令和2年度までの実施状況について、令和3年5月を目途にフォローアップを行う予定。	内閣官房

## 新入生を含む学生・労働者等②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
④難聴者のための補聴器等に関する支援	<p><b>補装具費支給制度</b> 高度難聴・重度難聴である方に身体機能を補完、代替する用具として、補聴器等の補装具の購入等に要する費用の一部を支給。(令和3年度予算156億円)</p> <p><b>適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起</b> 補聴器購入にあたり、契約に関する事項を含め難聴者や御家族が留意すべき点を整理し、注意喚起資料を作成。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度補聴器購入・修理対応件数：約70,000件</li> <li>補聴器の使用を検討中の方や御家族の方に購入に当たっての留意点等を示し、自治体に周知。</li> </ul>	厚生労働省 消費者庁
	<p><b>補聴器販売者の技能向上等研修事業</b> 補聴器販売店が適切な補聴器の選定や使用の指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための技能向上研修を実施。(令和3年度予算0.4億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同研修を受講する従業者向けの手引きを作成している。</li> </ul>	厚生労働省

# 妊娠・出産・子育て

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①若年妊婦等への支援、産後うつ予防、ワンオペ育児の予防・防止	<b>地域少子化対策重点推進交付金</b> 地方自治体が行う、地域の課題・実情に応じた結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組を支援。 (令和3年度予算8.2億円、令和2年度第3次補正予算11.8億円の内数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・父親の家事育児参画促進の取組</li> <li>・子育て支援情報の「見える化」の取組 等</li> </ul> 地域の実情に応じた取組に対して支援するとともに、優良事例の横展開を推進。 (上記の取組含む全事業数 963事業)	内閣府
	<b>地域子育て支援拠点事業</b> 主に3歳未満の子を育てる親とその子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供。(令和3年度予算1,691億円の内数)  <b>若年妊婦等支援事業</b> 予期せぬ妊娠等による身体的・精神的な悩みを抱えた若年妊婦等へのアウトリーチやSNS等による相談支援等。(令和3年度予算12億円)  <b>子育て世代包括支援センター開設準備事業</b> 子育て世代包括支援センターの開設支援。(令和3年度予算0.5億円)  <b>産婦健康診査事業</b> 産後うつ予防等のため、産婦健診等を通じ、母体の身体的・精神的状態の把握等。(令和3年度予算18億円)  <b>産後ケア事業</b> 産後うつの予防等のための産婦の心身のケアや育児サポート等。(令和3年度予算42億円)  <b>産前・産後サポート事業</b> 妊産婦等が抱える悩み等に関する助産師等の専門家等による相談支援等。(令和3年度予算18億円)  <b>男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)</b> 男性が育児休業を取得しやすい職場環境の整備。(令和3年度予算1.2億円)	<b>地域子育て支援拠点事業</b> 実施箇所数：7,587箇所(令和元年度実績)  <b>若年妊婦等支援事業</b> 実施箇所数：5県(令和2年度実績)  <b>子育て世代包括支援センター開設準備事業</b> 実施箇所数：42市町村(令和2年度実績)  <b>産婦健康診査事業</b> 実施箇所数：867市町村(令和2年度実績)  <b>産後ケア事業</b> 実施箇所数：1,158市町村(令和2年度実績)  <b>産前・産後サポート事業</b> 実施箇所数：579市町村(令和2年度実績)  <b>男性の育児休業取得促進関係</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男性の育児休業取得促進事業(イクメンプロジェクト)を実施。</li> <li>・男性の育児休業取得の促進等を目的とする育児・介護休業法等の改正法案を第204回国会に提出。</li> </ul>	厚生労働省



# ひとり暮らし・フレイル・介護①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
<p>①感染防止と両立する地域全体のつながり推進</p>	<p><b>地域運営組織</b> 地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する地域運営組織の活動を支援。 (令和3年度予算0.1億円)</p> <p><b>集落支援員</b> 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市町村職員と連携して行う集落の巡回、状況把握等の取組を支援。</p> <p><b>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</b> 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」において地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。 (令和3年度予算4.0億円)</p> <p><b>地域おこし協力隊</b> 3大都市圏等から条件不利地域等に移住して、概ね1～3年の間、地域協力活動を行い、地域への定住・定着を図る取組。 (令和3年度予算1.5億円)</p> <p><b>関係人口の創出・拡大</b> 特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の取組を支援。 (令和3年度予算0.4億円)</p>	<p><b>地域運営組織</b> 令和2年度には5,783組織が活動。</p> <p><b>集落支援員</b> 令和2年度には専任1,746名、兼任3,078名の集落支援員が活動。</p> <p><b>過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業</b> 平成27年度以降延べ182団体を採択。</p> <p><b>地域おこし協力隊</b> 令和2年度には1,065団体で5,556名（見込み）の隊員が活動。</p> <p><b>関係人口の創出・拡大</b> 過去3年間のモデル事業で延べ99団体を採択。 令和3年度からは新たに地方財政措置を講じることでとしている。</p>	<p>総務省</p>
<p>②高齢者の通いの場の継続・再開</p>	<p><b>介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）</b> 介護予防や地域づくりの観点から、地域の高齢者が集まり交流する通いの場の取組を推進する。 (令和3年度予算990億円の内数)</p>	<p>介護予防の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止に配慮しつつ、通いの場の取組を推進するとともに、</li> <li>・通いの場に来られない人については、民生委員等の協力も得て、地域の支え合いの中で、見守りや支援が行えるよう、留意事項や事例を提示し、市町村の取組を支援する。</li> </ul>	<p>厚生労働省</p>

## ひとり暮らし・フレイル・介護②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
③地域支援事業における包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）	住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的に支援する総合相談支援等を実施し、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行っている「地域包括支援センター」の運営費を支援している。（令和3年度予算951億円の内数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターについては、全ての市区町村に設置され、5,221箇所で開催を行っている。（令和2年4月末時点）</li> <li>地域包括支援センターにおいて、介護事業者やボランティア団体、社会福祉協議会、民生委員等のネットワークを構築し、高齢者の孤立防止を含む支援ニーズの早期の把握と必要な支援へのつなぎを行っている。</li> </ul>	厚生労働省
④熱中症対策	<b>熱中症対策推進事業</b> 高齢者（中でも特に単身高齢者）は熱中症リスクが高いことから、令和3年3月25日に開催された政府の「熱中症対策推進会議」において新たに取りまとめた「熱中症対策行動計画」に基づき、重点対象分野である高齢者等の屋内における熱中症対策を強化する。（令和3年度予算1.7億円の内数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度に、地域社会における先進的で優れた熱中症対策（高齢者対策を含む）の取組事例を「熱中症予防対策ガイドンス」として取りまとめた。</li> <li>令和3年3月31日に、都道府県知事に対し、「熱中症警戒アラート」及び「熱中症予防強化キャンペーン」への協力依頼を関係府省庁連名で発出した。</li> <li>令和3年度は8自治体でモデル事業を実施し、熱中症対策（高齢者対策を含む）に関する課題及び必要な対策を整理する。</li> </ul>	環境省
⑤難聴高齢者の調査	自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究事業（令和2年度老人保健健康増進等事業） 難聴高齢者の把握から適切な補聴器の使用につなげている先進自治体の取組等を調査。	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査結果のポイント等を今後周知予定。</li> </ul>	厚生労働省
⑥難聴者のための補聴器等に関する支援（再掲）	<b>補装具費支給制度（再掲）</b> 高度難聴・重度難聴である方に身体機能を補完、代替する用具として、補聴器等の補装具の購入等に要する費用の一部を支給。（令和3年度予算156億円）  <b>適切に補聴器を購入・利用するための注意喚起（再掲）</b> 補聴器購入にあたり、契約に関する事項を含め難聴者や御家族が留意すべき点を整理し、注意喚起資料を作成。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度補聴器購入・修理対応件数：約70,000件</li> <li>補聴器の使用を検討中の方や御家族の方に購入に当たっての留意点等を示し、自治体に周知。</li> </ul>	厚生労働省 消費者庁
	<b>補聴器販売者の技能向上等研修事業（再掲）</b> 補聴器販売店が適切な補聴器の選定や使用の指導等を的確に行えるよう、必要な知識及び技能を修得させるための技能向上研修を実施。（令和3年度予算0.4億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>同研修を受講する従業者向けの手引きを作成している。</li> </ul>	厚生労働省

## 自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①支援情報検索サイトの活用	自治体や民間の相談窓口が登録されており、悩み別、方法別、地域別ごとに相談窓口を検索できる仕組みを運用し、どこに相談すべきか悩んでいる人を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本サイトには約6,000団体の情報が登録されており、相談者の悩み別、方法別、地域別ごとの相談窓口を相談者自らが選び、多種多様な相談に対応している。</li> <li>本サイトについては、厚労省の特設サイト（まもろうよこころ）で紹介しており、悩んでいる人がアクセスしやすい仕組みを構築している。</li> </ul>	厚生労働省
②自殺防止対策に係る相談支援の体制強化  ③NPO法人等が行うSNS等を通じた相談の強化	<p><b>新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍において自治体が行う、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充、各種相談に対応する人材養成の強化等を支援する。</li> <li>孤立・孤独及び自殺防止に対処するための活動を行うNPO法人等の支援として、NPO法人等が行う自殺防止に係る取組への支援を強化する。（令和2年度第3次補正予算、令和2年度予備費計150億円の内数）</li> </ul> <p><b>地域自殺対策強化交付金</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市町村が、地域の実情に応じて、様々な世代やリスク要因に対応した自殺対策における相談、人材育成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の事業の実施に関して支援を行う。</li> <li>全国的に自殺防止対策に取り組む民間団体による相談活動等に対する支援等を行う。（令和3年度予算27.8億円の内数）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NPO法人等が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制や電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成及び自殺相談窓口等に関する積極的な周知に対する支援を実施。</li> <li>また、自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援や一時保護、自死遺族の相談会等への支援を実施。</li> </ul>	厚生労働省

## 自殺防止（SNS相談・電話相談）・メンタルヘルス対策②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
④自殺防止に関する検索連動相談窓口案内の強化	<p><b>検索連動相談窓口案内に関する有効なキーワードや窓口の追加検討</b>                      検索サイトにおける検索連動相談窓口案内の取組について、有効なキーワードを追加し、適切な相談窓口につなげる。</p>	<p>検索サイト事業者と、厚生労働省・文部科学省との連携に関するつなぎを行い、検索サイト事業者に対して取組を働きかけ。</p>	<p>総務省                      文部科学省                      厚生労働省</p>
⑤自衛隊員の自殺事故防止・メンタルヘルス対策	<p><b>SNS（LINE）による相談窓口の設置</b>                      自衛隊員の自殺事故防止対策の一環として、隊員の抱える悩みの深刻化を未然に防止するため、SNSを活用した相談体制が有効な手段の一つであると考え、期間限定でLINEによる相談窓口を設置。                      （令和3年度予算0.1億円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度は、3月6日から3月21日までの間、18時から22時まで、部外のカウンセリングの専門家が職員からのLINEによる相談に対応。</li> <li>令和3年度の設置については、検討中。</li> </ul>	<p>防衛省</p>
	<p><b>メンタルヘルス教育の実施</b>                      自衛官は、一般の方と比較し、困ったときに助けを求める態度に出られないとの部外専門家からの指摘への対応。                      （令和3年度予算0.1億円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊員に対し、苦しいときに援助を求めることは能力であり、自ら助けを求めることができる人ほど自己管理能力が高いということを認識させる教育を実施。</li> </ul>	<p>防衛省</p>
	<p><b>カウンセリング態勢の充実</b>                      自衛隊員のカウンセリングに対する心理的な抵抗を減らす。                      （令和3年度予算2.0億円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自衛隊員に、実際にカウンセリングを体験させる。</li> </ul>	<p>防衛省</p>

# 生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）、生活保護①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①自立相談支援等における包括的な支援	生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な相談体制を構築する。(令和3年度予算550億円の内数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立相談支援事業について、全国905福祉事務所設置自治体で事業を実施している。(令和2年10月時点)</li> </ul>	厚生労働省
②ケースワーカーによる訪問等	生活保護受給世帯の生活状況等を訪問調査等により把握し、個々の生活保護受給者の自立に向けた課題を分析。課題に応じた具体的な援助方針を策定。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護の実施運営要領に基づき、福祉事務所は少なくとも年2回以上の訪問調査等を行うこととしている。</li> <li>・自治体における訪問調査活動等のオンラインによる体制整備やタブレットの導入による訪問記録の電子化などを支援(生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業(令和2年度第3次補正予算5億円))</li> </ul>	厚生労働省
③住まいの支援(公的賃貸住宅、居住支援法人)	<p><b>公的賃貸住宅の空き住戸の活用</b> 公営住宅や建替え予定等のUR賃貸住宅の空き住戸を、NPO法人等に対して定期借家により低廉な家賃で貸与。当該NPO法人等が新型コロナにより住まいに困窮する者にシェアリング等の形で転貸することで、就労等を見据えた自立支援を行う仕組みを創設。</p> <p><b>居住支援協議会等活動支援事業</b> 住宅確保要配慮者の入居円滑化に取り組むNPO等の居住支援法人が行う入居後の見守り等の支援活動に対して補助上限額を引上げ。(令和2年度予算5億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO法人等が公的賃貸住宅の空き住戸を活用して、住まいの提供と見守り等の支援を行う際の公営住宅の大臣承認手続きを簡素化(令和3年4月1日施行)し、地方公共団体へ活用を働きかけ。(令和3年3月25日～)</li> <li>・国土交通省がNPO等の居住支援法人に対して事業内容等を周知し、活用を働きかけ。(令和3年3月24日～)</li> </ul>	国土交通省
④生活保護世帯を含む生活困窮者等の住まい対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住居のない生活困窮者に宿泊場所の提供や衣食の供与等を行う他、シェルター等を退所した者や、居住に困難を抱える者であって、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援などの自立に向けた支援を行う。(令和3年度予算550億円の内数)</li> <li>・住まいを失った又は失うおそれのある生活困窮者及び生活保護受給者に対し、アパート等への入居支援、その後の見守り支援等を行い、安定した住まいの確保を推進する。(居住不安定者等居宅生活移行支援事業：令和3年度予算550億円の数) ※対象に生活保護世帯を含む。</li> <li>・住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を推進する。(令和3年度予算298億円の内数)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時生活支援事業について、全国905福祉事務所設置自治体のうち、304自治体で事業を実施している。(令和2年10月時点)</li> <li>・令和3年度創設事業</li> <li>・住居確保給付金について、全国905福祉事務所設置自治体で事業を実施している。(令和2年10月時点)</li> </ul>	厚生労働省

## 生活困窮（アウトリーチ支援・住まいの支援等）、生活保護②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
⑤生活保護世帯を含む生活困窮者への就労等を見据えた自立支援を行う仕組みの推進	生活困窮者のうち就労に向けた準備が必要な者を対象に、一般就労に向けた支援を行う。(令和3年度予算550億円の内数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者に対する就労準備支援事業について、全国905福祉事務所設置自治体のうち、542自治体で事業を実施している。(令和2年10月時点)</li> <li>生活保護受給者に対する就労準備支援事業について、全国905福祉事務所設置自治体のうち、319自治体で事業を実施している。(令和3年3月時点)</li> </ul>	厚生労働省
⑥生活困窮者等に対する支援に関する活動を行うNPO法人等への助成	コロナ対応として緊急性がある事業であって、生活困窮者やひきこもり状態にあるものに対して、電話・SNS相談、居場所づくり、学習の支援、生活上の支援、住まいの確保などに関する活動を広域的に行うNPO法人等に対して、当該活動費に対する助成を行う。(令和2年度第3次補正予算140億円の内数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月31日～令和3年4月14日まで対象団体を公募。</li> </ul>	厚生労働省
⑦フードバンクの食材提供に係る補助(再掲)	<b>食品受入能力向上緊急支援事業(フードバンク支援事業)(再掲)</b> フードバンクに対し、生活困窮者向けの食品の受入れ・提供を拡大するための経費を、全団体を補助対象に、補助率10/10で支援。 (令和2年度予備費4億円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>フードバンク支援事業については、令和3年3月末までの応募分について現在審査中。さらに、事業実施期間を令和3年12月末までに延長し、引き続き公募中。公募情報は全国のフードバンクに直接メールで周知。</li> </ul>	農林水産省
⑧国が保有する災害用備蓄食品のフードバンク団体等への提供(再掲)	(再掲) 国が保有する災害用備蓄食品のうち入替えにより不要となったものについて、原則としてフードバンク団体等への提供に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係各省における申合せ。</li> <li>情報を提供するためのポータルサイトの構築に向け調整中。</li> </ul>	消費者庁 農林水産省

## ひきこもり（居場所づくり・アウトリーチ支援）

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①ひきこもり状態にある者や家族等への相談支援	都道府県及び指定都市にひきこもり支援に特化した相談窓口であるひきこもり地域支援センターを設置し、早期に適切な機関につなぐ体制を構築する。市区町村におけるひきこもり相談窓口を明確化し、より身近な場所でも相談を受けられる体制を構築する。 (令和3年度予算550億円の内数)	・全ての都道府県及び指定都市（67自治体）にひきこもり地域支援センターを設置し、相談支援を実施している。943市区町村において、ひきこもり相談窓口が明確化されている。（令和元年12月時点）	厚生労働省
②居場所づくり等、状況に寄り添った支援	ひきこもりサポート事業により、当事者のための居場所づくりや、家族等に向けた講習会・講演会の開催、家族同士が交流できる家族会等を開催している。（令和3年度予算550億円の内数）	・令和2年度においては、123の市町村がひきこもりサポート事業を活用して、居場所づくり等を実施している。	厚生労働省
③農福連携の推進	<b>農福連携の推進</b> 障害者や生活困窮者の農林水産分野における雇用及び就労の促進に向け、農業法人や社会福祉法人が行う生産技術、加工技術を習得するための研修等に対して支援。 (令和3年度予算98億円の内数)	・農福連携に取り組む農業法人や福祉サービス事業者等に対し、技術習得や分業体制の構築や農林水産物生産施設等の整備の支援。 ・都道府県が行う地域での普及啓発や専門人材の育成を支援。	農林水産省
④関係団体等と連携した国立公園の情報発信・来訪促進による心身の健康増進	<b>国立公園等での誘客・ワーケーション推進事業</b> 国内向けに国立公園の魅力を訴求するプロモーション等を実施。（令和2年度第1次補正予算30億円の内数）  <b>国立公園・温泉地等での滞在型ツアー・ワーケーション推進事業</b> 国内向けに国立公園の魅力を訴求するプロモーション等を実施。（令和2年度第3次補正予算30億円の内数）	美しい自然資源を有する日本の国立公園について、ウェブサイト・SNS等を活用して来訪促進のための情報発信を実施することで、健康でサステナブルなライフスタイルの推進や来訪者の心身のリフレッシュ等を図っている。	環境省

# 女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①困難や不安を抱える女性に寄り添った相談支援等	<p><b>地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）</b> 地方公共団体がNPOなどの知見を活用して行う、女性や女の子に対するきめの細かい寄り添った相談支援の充実（アウトリーチ型の相談支援、居場所の提供、相談支援を行う人材の養成等）。</p> <p>下記「生理の貧困」も相談支援の一環として、学校等で生理用品の提供が可能。</p> <p>事業の実施に当たっては、男女共同参画センターや社会福祉協議会等と連携して取組を展開する。 （「地域女性活躍推進交付金」。令和2年度予備費13.5億円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月下旬から地方公共団体やNPO向けの説明会を実施。</li> <li>令和3年4月12日から地方公共団体に対する公募を開始。</li> </ul>	内閣府
②DV被害者等支援	<p>最寄りの配偶者暴力相談支援センターにつながる全国共通短縮番号である「DV相談ナビダイヤル」を実施。 【TEL：#8008（はれれば）】 （令和3年度予算0.05億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>24時間体制の電話相談に加え、SNS（12時～22時対応、10言語の外国語にも対応）・メール（24時間受付）でも相談可能な「DV相談+（プラス）」を実施。 【TEL：0120-279-889（つなぐ はやく）】 （令和2年度第3次補正予算3.2億円）</li> <li>DV被害者等を支援する民間シェルター等が官民連携の下で行う先進的な取組（①受入体制整備、②専門的・個別的支援、③切れ目ない総合的支援）を都道府県等に対する交付金により促進。 （「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）」令和2年度第3次補正予算1.1億円、令和3年度予算2.3億円）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者暴力相談支援センターとDV相談+（プラス）へのDV相談件数は、令和2年4月から令和3年2月は、175,693件で、前年同期の約1.5倍。</li> <li>多様な相談ツールを実施。</li> <li>「相談員が親身になって対応します」等、相談者が安心して相談できるよう、広報を実施。</li> <li>DV相談+（プラス）では、調査研究において相談実績を分析して報告書にまとめ、より効果的な相談事業の実施に資するよう、地方公共団体等に共有。</li> <li>「性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金（配偶者暴力被害者等支援調査研究事業）」については、令和2年度は51団体、80事業に交付。</li> </ul>	内閣府



# 女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
②DV被害者等支援（つづき）	<p><b>若年被害女性等支援事業</b> 様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを行う仕組みを構築することで、若年女性の自立を推進する。（令和3年度予算213億円の内数）</p> <p><b>困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業</b> 様々な困難を抱えた女性について、婦人相談所等の都道府県の関係機関や、市区の関係機関、民間団体等が、支援に必要な情報や支援方針を共有し、横断的な連携・協働の下で支援を展開するためのネットワークをモデル的に構築、運営することで、困難な問題を抱える女性の自立を推進する。（令和3年度予算213億円の内数）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでモデル事業として実施していたものを、令和3年度より本格実施に移行し、夜間の見回りや声かけ、またSNS等を活用した相談支援によるアウトリーチ支援を実施するとともに、行政機関、民間団体、医療機関等で構成する関係機関連携会議を通じて、公的機関と民間団体とが密接に連携し相互に情報共有を図ることとしている。</li> <li>令和3年度から新規に実施する。</li> </ul>	厚生労働省
	<p>DV被害者等の安全確保のため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担する措置を講じる。（令和3年度予算0.3億円）</p>	<p>各都道府県警察において、緊急・一時的にDV被害者等を避難させる必要がある場合、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用を公費で負担している。</p>	警察庁
③性犯罪・性暴力被害者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>性犯罪や性暴力の被害者に対して、心身の負担を軽減するため、被害直後から相談を受け、証拠採取、緊急避妊薬の処方等の医療的な支援、心理的支援などを可能な限り一箇所で提供する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、24時間対応化、人材の育成・確保、拠点となる病院の整備等を促進し、被害者支援機能の強化が図られるよう、センターの整備等に取り組む地方公共団体を支援。 【性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金】 (令和3年度予算2.5億円) (令和2年度第3次補正予算1.5億円)</li> <li>性犯罪・性暴力被害者が速やかに相談し、必要な支援を受けることができるよう、夜間休日の相談が可能となるコールセンターを設置、また、SNS相談事業を実施。 (令和2年度第3次補正予算1.0億円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月～9月のワンストップ支援センターの相談件数は23,050件（対前年同期比115.5%）。</li> <li>令和2年10月から最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通短縮番号「#8891（はやくワンストップ）」の運用開始。</li> <li>令和2年10月から、令和3年1月末まで「性暴力に関するSNS相談Cure Time（キュアタイム）」を試行実施。コロナ禍の状況を鑑み、2月以降も継続実施中。</li> <li>コールセンターの令和3年秋頃の設置を目指す。</li> </ul>	内閣府
	<p>性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を運用している。 (令和3年度予算0.1億円)</p>	<p>性犯罪被害相談電話窓口は、全都道府県警察に設置されている。</p>	警察庁

## 女性・女の子（様々な困難・不安を抱える女性・女の子への支援）③

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
④いわゆる「生理の貧困」への対応	<b>地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）（再掲）</b> 地方公共団体がNPOなどの知見を活用して行う、女性や女の子に対するきめの細かい寄り添った相談支援の充実（アウトリーチ型の相談支援、居場所の提供、相談支援を行う人材の養成等）。 「生理の貧困」も相談支援の一環として、学校等で生理用品の提供が可能。 事業の実施に当たっては、男女共同参画センターや社会福祉協議会等と連携して取組を展開する。 （「地域女性活躍推進交付金」。令和2年度予備費13.5億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月下旬から地方公共団体やNPO向けの説明会を実施。</li> <li>・令和3年4月12日から地方公共団体に対する公募を開始。</li> </ul>	内閣府
	<b>つながりの場づくり緊急支援事業（再掲）</b> 「地域子供の未来応援交付金」において、地方自治体からNPO等への委託内容に、支援対象の貧困家庭の子供に対して生理用品を提供することを含めることにより支援が可能。 （令和2年度予備費等15億円）	「地域子供の未来応援交付金」の交付要綱等を令和3年3月26日に改正し、地方自治体に関係通知を発出した際、左記の内容についても通知済。	内閣府
⑤女性の人権ホットライン	<b>女性の人権ホットライン</b> 配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話。 （令和3年度予算35.5億円の内数）	・令和2年の相談件数 14,324件	法務省

# 被災者支援

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①コミュニティ形成支援事業	東日本大震災の被災者が入居する災害公営住宅等における住民同士のコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、コミュニティづくりに資する自治体の取組を支援。 (令和3年度予算125億円の内数)	災害公営住宅等におけるコミュニティ形成のため、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害公営住宅入居者の交流会の開催や自治会設立支援</li> <li>・地元町内会との顔合わせやイベント開催による交流支援</li> </ul> 等の自治体の取組を支援  <災害公営住宅における自治会の設立状況> (令和3年2月) 岩手県：183団地のうち169団地で自治会設立 (約92%) 宮城県：295地区のうち290地区で自治会設立 (約98%) 福島県：143団地のうち108団地で自治会設立 (約76%)	復興庁
②被災者見守り・相談支援事業	東日本大震災の被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、応急仮設住宅や災害公営住宅等への巡回訪問等による被災者の見守り・相談支援を実施。 (令和3年度予算125億円の内数)	災害公営住宅等を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。また、被災者支援に係る情報共有や連携を図るため、被災者見守り・相談支援調整会議を開催する等、総合的な相談支援を実施。  <被災者見守り・相談支援事業の支援対象世帯数> 平成28年：62,395 平成29年：55,115 平成30年：45,754 令和元年：41,862	復興庁
③「心の復興」事業	東日本大震災の被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、他者とのつながりや、生きがいを持って生活することに資する自治体やNPO等の支援団体の活動を支援。 (令和3年度予算125億円の内数)	人と人とのつながりや生きがいを持つことができるよう、以下のような活動を支援。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者が花を植える作業を地域住民と協働で行うことによる孤立化の防止や友人づくり。</li> <li>・ふれあい農園事業による帰町住民等の生きがい・交流づくり。</li> </ul>  <心の復興事業の参加者数> 平成28年：56,482 平成29年：64,031 平成30年：68,068 令和元年：41,887	復興庁

# 犯罪被害者支援

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①性犯罪被害相談電話の運用	<p>(再掲) 性犯罪被害者が相談しやすい環境を整備するため、都道府県警察の性犯罪被害相談窓口につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」を運用している。 (令和3年度予算0.1億円)</p>	<p>性犯罪被害相談電話窓口は、全都道府県警察に設置されている。</p>	警察庁
②民間支援団体と連携した犯罪被害者支援	<p>犯罪被害者等に犯罪被害者等早期援助団体を紹介するとともに、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の情報を提供するなど、民間支援団体と連携して対応している。</p>	<p>犯罪被害者等早期援助団体は、全都道府県公安委員会により、47団体が指定されている。</p>	警察庁
③犯罪被害者に対するカウンセリング等の充実	<p>犯罪被害者の精神的被害を軽減するため、専門的知識や技術を有する職員を都道府県警察に配置してカウンセリングを実施しているほか、カウンセリング費用の公費負担制度を運用している。 (令和3年度予算0.6億円)</p> <p>また、指定被害者支援要員(警察職員)が、事件発生直後から、犯罪被害者やその遺族等に対し、病院への付添いや相談・要望対応、民間被害者支援団体の紹介等の支援を行っている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・44都道府県警察で166人の性犯罪被害者に対する部内カウンセラーを配置している。(令和2年4月時点)</li> <li>・全都道府県警察でカウンセリング費用の公費負担制度を運用している。</li> <li>・平成30年末現在、指定被害者支援要員として全国で38,263人が配置されている。</li> </ul>	警察庁

## 再犯防止等①

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①地方公共団体における再犯防止の取組の推進	<p><b>地方公共団体における再犯防止の取組の推進</b>            犯罪をした者や非行のある少年が社会で孤立することがないように、地方公共団体による息の長い支援を展開・推進。            (令和3年度予算0.2億円)</p>	<p>平成30年度から令和2年度にかけて、国・地方公共団体の協働による地域における効果的な再犯防止対策の在り方について調査するため、法務省から36の地方公共団体に委託して、地域再犯防止推進モデル事業を実施。            令和3年度、法務省において、ブロック別協議会の開催等を通じ、モデル事業で成果が確認された取組例について、地方公共団体に周知・共有するとともに、都道府県と市区町村が連携した取組を促進する予定。</p>	法務省
②悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助	<p><b>少年鑑別所（法務少年支援センター）における地域援助</b>            少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、関係機関・団体と連携を図りながら、地域における再犯・再非行の防止や非行の未然防止、健全育成を目的に、個人や関係機関等からの依頼に応じて、カウンセリング・心理相談、発達・性格等の調査等の専門的支援を実施している。            悩みを抱える保護者や本人等が社会から孤立しないよう心理的援助をすることなどを通じて、児童虐待防止を含め、地域社会における孤独・孤立の解消にも寄与している。            (令和3年度予算0.5億円、令和2年度第3次補正予算0.2億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校でのトラブル等について、心理学等の専門的知識・ノウハウを有する職員が対応。</li> <li>・効果的な支援のため、地方公共団体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等民間団体等とも連携。</li> <li>・令和元年は11,879件の依頼（研修・講演を除く。）。</li> <li>・各都道府県庁所在地など全国52箇所で支援を実施。</li> </ul>	法務省

## 再犯防止等②

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
③ 刑務所出所者等の就労・住居の確保	<p><b>刑務所出所者等の就労・住居の確保</b>  刑務所出所者等の社会復帰のため、帰住先の生活環境の調整を行うほか、民間の更生保護施設等による宿泊場所や食事の提供、協力雇用主等と連携した就労支援対策を実施。  (令和3年度予算65億円、令和2年度第3次補正予算5億円)</p>	<p>行き場のない刑務所出所者等を対象として、更生保護施設等において宿泊場所や食事の提供を行うとともに、自立のための生活指導等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更生保護施設年間委託実人員7,682人(令和元年度)</li> <li>・自立準備ホーム年間委託実人員1,709人(令和元年度)</li> </ul> <p>無職の刑務所出所者等を対象として、前歴を承知の上で雇用して下さる協力雇用主等と連携した就労支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協力雇用主数 24,213事業所(令和2年10月1日現在)</li> <li>・協力雇用主のもとで実際に雇用されている人員1,959人(令和2年10月1日現在)</li> <li>・更生保護就労支援事業実施庁数 23庁(令和3年度)</li> </ul>	法務省
④ 刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施	<p><b>刑務所出所者等に対する福祉的支援等の実施</b>  高齢者又は障害を有する刑務所出所者や起訴猶予者等に対し、関係機関と連携して必要な支援が受けられるよう適当な帰住先の確保や福祉サービスの調整を行っている。  (令和3年度予算14億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度から、起訴猶予者等を対象に、更生緊急保護の措置として、一定の期間重点的な生活指導等を行い、福祉サービスに係る調整等を実施している。</li> <li>・特別調整の終結人員 775名(令和元年度)</li> </ul>	法務省
⑤ 矯正施設退所者等に対する地域生活定着支援	<p>高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする犯罪・非行をした者等に対し、各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、保護観察所、矯正施設、検察庁、弁護士会等の刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携しつつ、刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援している。  (令和3年度予算13億円)</p>	<p>①行き場のない矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務、②矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行うフォローアップ業務、③犯罪・非行をした者等への福祉サービス等についての相談支援業務、④被疑者、被告人の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助等を行う被疑者等支援業務(令和3年度開始)等を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネート業務 1,467件(令和元年度)</li> <li>・フォローアップ業務 2,324件(令和元年度)</li> <li>・相談支援業務 1,392件(令和元年度)</li> </ul>	厚生労働省

## 再犯防止等③

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
⑥保護観察所における薬物依存対策	<p><b>保護観察所における薬物依存対策</b> 薬物依存のある保護観察対象者に対し、薬物再乱用防止プログラムの実施や地域社会・医療機関・自助グループ等との連携等を行い、薬物依存のある保護観察対象者が社会で孤立せず必要な支援を受けることができるよう取り組んでいる。 (令和3年度予算7億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬物再乱用防止プログラム開始人員 3,498名(令和元年)</li> <li>薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数 566名(令和元年度)</li> </ul>	法務省
⑦保護司等民間ボランティアによる支援	<p><b>民間ボランティアである保護司による刑務所出所者等への支援</b> 犯罪や非行をした人が社会において孤立し、再犯や再非行に陥ることを防止するために、民間ボランティアである保護司が面接を行い、相談に応じる。 (令和3年度予算48億円)</p> <p><b>更生保護ボランティアによる各種支援の推進</b> 犯罪や非行をした人をはじめ、様々な生きづらさを抱えた人に寄り添う活動を行っている更生保護ボランティアについて、その活動を推進する。 (令和3年度予算0.2億円)</p>	<p>保護司は、保護観察官と協働して、保護観察対象者の改善更生に向けた指導・支援や、刑事施設又は少年院に収容されている者の生活環境の調整を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年保護観察開始人員 29,183人</li> <li>令和元年生活環境調整開始人員 74,037人</li> </ul> <p>更生保護女性会は、女性の立場から地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体であり、「ミニ集会」を始めとする犯罪・非行予防活動や、子育て支援活動、更生保護施設に対する協力活動などを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度活動回数 23,010回</li> <li>青年ボランティア団体であるBBS会は、非行少年などの生きづらさを抱える少年たちに対し、兄や姉の立場から、学習支援やレクリエーションなど、立ち直りを支援する活動を行っている。</li> <li>令和2年度ともだち活動実施回数 92回</li> <li>令和2年度グループ活動実施回数 640回</li> </ul>	法務省
⑧医療観察対象者の社会的孤立による再他害行為等を防ぐ支援の実施	<p><b>医療観察対象者等の社会的孤立による再他害行為等を防ぐ支援の実施</b> 心神喪失等の状態で殺人等の重大な他害行為を行い、医療観察制度の対象となった者の社会復帰の促進をすることを目的として、全国の保護観察所に配置されている社会復帰調整官が、裁判所における審判段階での生活環境の調査、指定入院医療機関において入院治療中の生活環境の調整、地域社会において通院治療中の精神保健観察、関係機関との連携の確保等を行っている。 (令和3年度予算3億円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年生活環境調査開始人員 291人</li> <li>令和元年生活環境調整開始人員 223人</li> <li>令和元年精神保健観察開始人員 200人</li> </ul>	法務省

# 消費者被害防止

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
<p>①消費者被害の未然防止等のための見守り、啓発活動・相談体制の強化</p>	<p>孤独・孤立の状況にある方は、周りに相談ができず、消費者被害の拡大に結び付きやすいという特徴があるため、地域の消費生活センターが自治体の福祉部局・社会福祉協議会、警察、民間事業者などと連携した見守り活動を行う「見守りネットワーク」について、設置促進を図る。</p> <p>また、消費者被害の未然防止、拡大防止のため、消費生活相談の体制を強化。</p> <p><b>地方消費者行政強化交付金</b> 地方公共団体による取組支援 (令和3年度予算及び令和2年度補正予算(第1次・第2次・第3次)34.5億円の内数)</p> <p><b>消費生活協力員・消費生活協力団体育成事業</b> 見守りの担い手となる事業者等の育成 (令和3年度予算0.1億円)</p>	<p>配慮を要する消費者の消費者被害の未然防止等のため、安全・安心のための見守りサービス体制を充実(令和3年3月末現在、消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)は全国で327の地方公共団体に設置。)</p> <p>被害に遭った場合にひとりで悩まずすぐ相談できるよう、全国の地方公共団体に相談窓口を設置(一部の窓口でメール、SNS等での受付も実施)。</p>	<p>消費者庁</p>
<p>②消費者被害の防止及び回復</p>	<p><b>消費者団体による消費者被害防止・回復促進事業</b> 事業者の不当な行為の差止めや、個々の消費者に代わって被害の回復(返金の実現)を行う、内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体を、情報面・財政面で支援することで、孤独・孤立した状況におかれた消費者が安心して安全に消費を行うことができる環境を整備する。</p> <p>(令和3年度予算0.47億円の内数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>差止請求を担う適格消費者団体は全国で21団体。平成19年6月の制度運用開始後、約800事業者に対する差止請求(うち約70事業者について訴訟)。</li> <li>被害回復を担う特定適格消費者団体は全国で3団体。平成28年10月の運用開始後、5事業者に対する訴え提起。</li> <li>情報面の支援は随時実施中(例えば、悪質な事業者に関する情報提供など)。</li> <li>(独)国民生活センターによる担保(裁判手続に要する費用)の提供による財政支援は、1件実施。</li> </ul>	<p>消費者庁</p>



## 外国人・在外邦人に対する支援

支援施策の項目	支援の目的・概要	支援の実施状況 (令和3年4月1日時点)	担当省庁
①相談支援事業（外国人受入環境整備交付金による一元的相談窓口への支援）	<b>外国人受入環境整備交付金</b> 地域における外国人の受入れ環境を整備し、多文化共生社会の実現に資することを目的に、地方公共団体が在留外国人に対し、生活全般に係る情報提供及び相談を多言語で行う一元的相談窓口を設置・運営する場合に必要な経費の一部を交付金で支援。 （令和3年度予算11億円）	214団体に交付決定。	出入国在留管理庁
②相談支援事業（FRES Cヘルプデスクの運用）	<b>外国人在留支援センターの運営に伴う経費</b> 新型コロナウイルス感染症の影響で生活に困窮する外国人等からの相談に多言語かつ無料で対応する電話相談窓口を外国人在留支援センター（FRES C）に設置し、困窮する外国人等を支援。 （令和3年度予算0.9億円の内数）	令和2年9月1日にFRES Cヘルプデスクの運用を開始。相談内容に応じて関係機関と連携して対応。	出入国在留管理庁
③在外邦人に対するきめ細かい支援、困窮在外邦人等対策	<b>在外邦人に対するきめ細かい支援</b> 各在外公館の領事が邦人からの様々な相談に応じ、問題の解決を図る。  <b>困窮邦人対策費</b> 在外で困窮状態に陥り、家族・関係者からも支援が受けられない邦人のための最後のセーフティネットとして、最低限の滞在費や帰国費用の貸し付け等を行う。 （令和3年度当初予算0.2億円）  <b>海外邦人精神障害対策</b> 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現地において精神医療専門家の支援を得るもの。 （令和3年度当初予算0.09億円）	①常時、在外公館にて実施。令和3年4月、いじめや自殺といった孤独・孤立が原因となりうる援護事案にこれまで以上に適切に対応し報告するよう各在外公館に対して指示。  ②国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律（国援法）に基づく帰国費用等の貸し付け等を活用の上、自ら帰国費用を工面できない困窮邦人の各事案に対して根気強く支援を実施している。  ③4つの在外公館（イギリス、フランス、韓国、在ニューヨーク総領事館）が契約を行っている精神医療専門家による支援が実施され、現地における措置入院や帰国支援に繋げている。	外務省